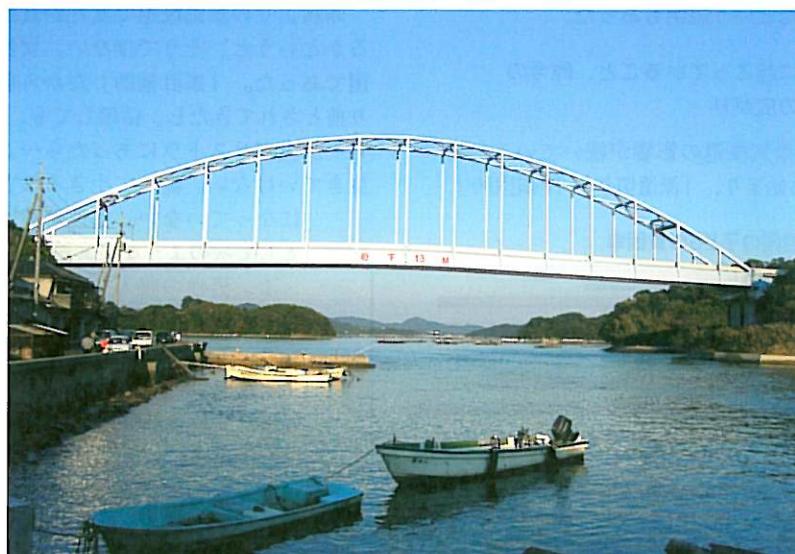


室報



本州と長島を結ぶ邑久長島大橋（人間回復の橋）1988年架橋

◀目次▶

ワーキングプアと女性	2	書評『部落問題の歴史的展開』	7
ハンセン病療養所・外島保養院の歴史を風化させないために	4	関西大学桑名市民人権講座	8
豊前の真宗寺院を訪れて	6	人権問題研究室研究学習会	
		人権問題研究室合同合宿研究学習会	

ワーキングプアと女性

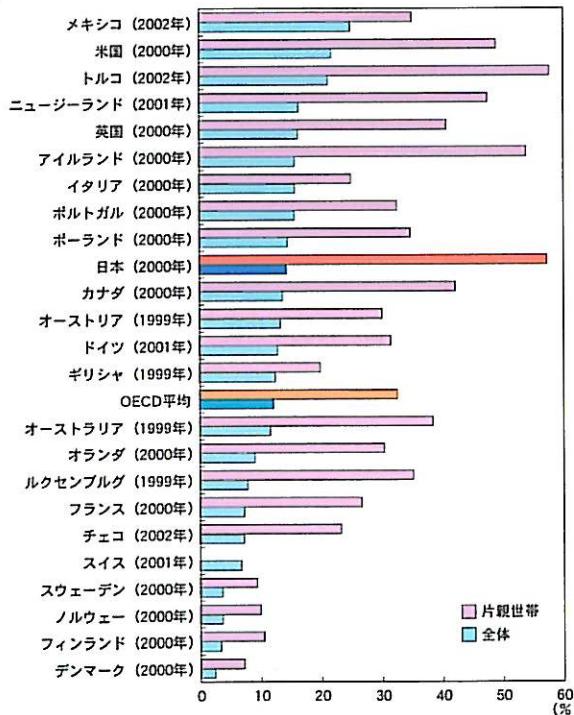
金谷 千慧子

関西大学人権問題研究室と三重県桑名市の共催で行われた人権講座で講師を務めた。会場の桑名市長島防災コミュニティセンターは、50年前の伊勢湾台風の大災害にちなんで防災のセンターとして機能している。講演に先だって当時の写真や備え付けられている防災設備等を見学させてもらった。1959年(昭和34)9月26日、深夜に襲った巨大台風は日本における史上最大の被害をもたらした。死者5,040人、住家流失・全半壊153,930戸などの激甚な被害をもたらした。台風が深夜に来襲すると人的被害が昼間に比べ数倍にもなるのだという説明もあった。

1 今、日本に起こっていること、昨今の格差社会の広がり

昨秋よりの景気後退の影響が続いている。失業率の悪化から始まり、「派遣切り」「内定切り」

図1 OECD加盟国の子どもの貧困率



※17歳以下の子どもおよび子どもがいる世帯の貧困率。貧困率は、可処分所得が中位世帯の50%未満である世帯の子どもの比率。
スイスの片親世帯データは非公表。
(出所) OECD,Society at a Glance 2005より作成

「うつ自殺」「シングルマザー・ホームレス」の増加などが顕著になっている。更にまたこの格差が次世代へ世襲されようとしている。低所得のシングルマザーの増加は、当然のように子どもの貧困に繋がる。貧困の世襲である。このような貧困の蔓延、セーフティネットなしの荒波、非正規労働（パート、派遣、日々雇用、期間工、偽装請負など）の増加、妊娠・出産女性の解雇やパワーハラスメントも増えている。

2 女性は、昔から貧困だった

昨秋よりの景気後退で女性が貧困に陥っているかというと、そうではない。女性は昔から貧困であった。「家計補助」だから低賃金で当たり前とされてきたし、結婚しても、DVにあつたら…。夫がリストラにあつたら…。ひとりでは生きていけない。働いて生きることが当たり前になっていない。女性が貧困に陥る背景として次のような要素がある。

1. 男性の収入に頼るのが女性の生き方だという風潮
2. 女性の収入は家計の補助だという前提
3. 女性は低賃金が当たり前で、それを不思議には感じない人権感覚のなさ
4. 女性に非正規が多く、儲からないところに多く働くという常識
5. 家事労働が女性の負担だという役割分業がまかり通っている
6. 女性は職業スキルを磨く場が少ない

女性のパート労働者はスタート(1960年初頭)から景気調整弁として扱われ、家計補助だからと低賃金に抑えられてきた。それがいつの間にかパート労働者が基幹

OECD加盟国の子どもの貧困率(2000年)
日本は14.3%でワースト10位
OECD平均の12.1%

労働となり非正規雇用が拡大していった。差別待遇は変わらず、女性はずっと低賃金だった。学卒女性でさえ、いずれ家庭責任でやめるのだからと初任給に格差があった。

3 さらに加速したグローバル化と規制緩和

近年のグローバル化と規制緩和により、女性労働を中心にパート、派遣、アルバイト、嘱託など非正規化がすすんだ。雇用者総数のうち非正規労働者は37.8%、男性では24.0%に対して、女性は57.4%と非正規労働者が6割近くである（厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査」）。また男性の年間平均給与額は約539万円に対して、女性は271万円で男性の半分である。この調査で、年間給与額が200万円以下が全体の22.8%、男性は9.6%、女性は43.6%にのぼることが明らかになった（日本の貧困ラインは約238万円：2002年）。低賃金・不安定雇用で、働いても、働いても生活できない「ワーキングプア」は、世代に関係なく広がっているが、特に貧困と格差は女性を直撃している。

ILOは21世紀の目標として「ディーセント・ワーク」（権利が保障され十分な収入を生み、適切な社会的保障が与えられた生産的で働きがいのある仕事）主張しているが、ぜひ実現したいものである。

4 女性の職業スキルの確立に

2で女性の貧困の背景をあげたが、そのなかでも特に重大な課題として「職業スキルを磨く場」について述べる。先ごろ経済同友会は「経済危機下における雇用と生活の安心確保」と題して意見書をだした。内容は（1）「職業訓練義務を伴う失業扶助」の常設（2）失業者や生活困窮者に対する「総合相談窓口」（ワンストップ・サービス）の設置（3）職業訓練・再就職支援の強化、などである。今後の検討課題として以下の3つをあげている。



- ワーキングプラーの問題を含めた構造問題の解決
- 同一価値労働同一賃金
- 多様な就業を認めるワーキングシェアリング

これらを現実に実施して行くには、何よりも中央官庁ではなく、「地域」「コミュニティ」である。「コミュニティ」というのは行政の単位ではない。市民の、私から始まる単位である。だから、従来、国が一律に訓練プログラム（訓練という言葉を未だ使っている）をつくって、地域の実情に何ら考慮せず、助成金や補助金を出すことを条件として同一のやり方を押しつけることをまずやめることである。貧困状態を解決するための市民の要望と地域の中小企業のニーズを組み合わせ、志ある新しい団体が職業支援プログラムをつくり上げ、職業教育を実施することである。その一つがアメリカやイギリスの中途採用や若年者や女性の再就職に効果を上げているコミュニティカレッジである。

5 オープンドア方式のコミュニティカレッジでワーキングプアをなくす

いつでも、どこでも、だれでも（オープンドア方式）職業教育を受けられるようにすることである。

経済同友会の提案もここに繋がると思われる。企業側からも、経営環境の変化に応じた変化対応型人材が必要になっており、ある意味、企業の枠をも越えうるエンブロイアビリティが求められる。何度もキャリアをチェンジする自発的、非自発的機会が訪れる。特に女性の場合は出産等による生活の変化はキャリアチェンジに繋がる。

工業社会から知識社会への移行期の現在、就業体験から得られた経験知を基に、新しい産業に必要なスキルが創出され、伝達されるべきである。カレッジというと建物の印象があるが、選択できる多くの職業教育コースというソフトである。就職、新規起業で地域の活性化とワーキングプラーからの脱出を可能にしたい。

女性の職業スキルを確立し、同一価値労働同一賃金＝「均等待遇」を実現し、女も男もいきいきと生き、充実感をもって働くことができる豊かな社会をつくりたいものである。

（委嘱研究員）

ハンセン病療養所・外島保養院の歴史を風化させないために

宮前 千雅子

今年(2009年)は、日本で公立ハンセン病療養所が開設して100年目にあたる。それらの後身にあたる各療養所では100周年式典が開催されたり、地元の新聞で特集が組まれるなど(「隔離-100年の現在 多磨全生園」朝日新聞東京本社)、「隔離の100年」を今一度検証しようという動きもある。しかし、大阪もかつてハンセン病療養所が存在したにもかかわらず、そのような動きは残念ながら見られない。

1909年、「懲予防ニ関スル件」の施行(制定は1907年)により、全国を5つのブロックに分け、青森、東京、大阪、香川、熊本の5つの府県に道府県立のハンセン病療養所が設立された。大阪には外島保養院が第3区連合府県立公立療養所(京都・大阪・兵庫・奈良・三重・岐阜・滋賀・福井・石川・富山・鳥取・和歌山の計2府10県の連合立。管理は大阪府)として開院した。大阪府西成郡川北村大字布屋新田に2万坪の土地(現西淀川区中島2丁目附近、中島工業団地の一角)を買収し、「布屋病院などと呼ぶのは如何にしても布屋農民に気の毒の感じがするので」(『大阪毎日新聞』1909年4月21日)、「外島」という大字を新たに設けての開設であった。神崎川の河口近く、川と海に囲まれた海拔ゼロメートルの中州に位置した。

外島保養院の開設当初に隔離の対象とされたのは、放浪するハンセン病患者であった。かつて遺伝病と考えられたハンセン病は、1873年の「らい菌」発見により感染症であることが認知され、予防には隔離が有効であることが国際的に確認された。そのような情勢下、日清戦争、日露戦争での勝利を経て「文明国」「一等国」意識を強くした日本にとって、ハンセン病患者が神社や仏閣の門前に集まる姿は「国家の恥」とされたのである。ただハンセン病は慢性感染症でありコレラなどの急性感染症と異なることは明治政府も認識していたからこそ、伝染病予防法の対象にはならず、当初は全患者を隔離の対象とすることはなかった。

しかし、療養所の所長や職員には警察出身者が多く(外島保養院の初代院長今田虎二郎の前職は曾根崎警察署長)、5年後には所長による入所者への懲戒検束権が設けられる。さらには東京



1909年の地図に記された外島保養院

の全生病院で男性患者に対する断種手術がおこなわれるなど、ハンセン病療養所は患者の療養を目的にしたものではなく、収容そして絶滅を目的とするものであった。1931年には「懲予防法」が制定され、隔離の対象は放浪する患者だけではなく全患者となる。それまで自宅で療養を続けていた患者もその対象となったのである。

全患者隔離を進めるうえで大きな役割を果たしたのが、無痘県運動であった。字義どおり、ハンセン病患者のいない道府県を目指す運動で、政府が中心となって設立された財團法人懲予防協会をはじめ、キリスト教や真宗大谷派などの宗教団体、そして三井財閥などの経済界もその運動の中心を担った。また、それら団体とともに、一般市民も在宅患者の存在を保健所や警察署に投書するなど、隔離を推し進める動きは、まさに官民一体のものとなって展開した。無痘県運動は、すべてのハンセン病患者の人生を、療養所の中にのみ囲い込んでいったのである。

そのような状況を背景に、外島保養院の定員も設立当初の300人から550人に増員された。だが海拔が低く湿潤であり不衛生であることや、拡張工事の困難さなどから移転が模索される。しかし移転予定地の泉北において住民の激しい

反対運動が巻き起こり、移転を断念し外島での拡張へと方針は転換された（富岡昌祐「戦前大阪のハンセン病療養所」、『歴史と神戸』135号）。

拡張工事も進んでいた矢先の1934年、室戸台風が大阪を直撃する。風速60メートルを超えたという台風による津波は、海側の堤防を超え、外島保養院をやすやすと飲み込んだ。療養所内には入所者の暮らす「有毒地」と職員の暮らす「無毒地」に分けられており、「有毒地」が海に面する位置にあたったことから、重症者を含む入所者の避難は困難を極めた。だが外島保養院は、入所者自治の療養所として有名であり（小山仁示「外島保養院事件」『関西大学人権問題研究室紀要』第18号）、避難に際しても「互助相愛」の精神で軽症者が重症者を助けながら川側の堤防を目指して避難したという。しかし、そのような緊急時においても療養所から外部に出ることのできる門は閉められたままであり、入所者自ら板垣を叩き割ってようやく外に出ることができたのだった（邑久光明園入園者自治会『風と海のなかー邑久光明園入園者80年の歩み』）。

外島保養院の死者173名は、当時の入所者597名の3割近い数にのぼる（このほか14名の職員と職員の家族も亡くなっている）。またこの台風による西淀川区内の死者行方不明者は243人と報告されており、実にその7割を外島の犠牲者が占めていたことになる。

その後、各地の療養所に分散して身柄を預けられた入所者たちの願いは、外島もしくは大阪府内での療養所の復興であった。だが被災後間もないうちに、大阪府議会議員や市議会議員、そして隣接する地域の住民から、「将来、大阪における工業地帯で土地の発展上障害になる」と復興反対の声があがる（前掲『風と海のなか』）。また岡山県日生町も建設候補地として挙げられるが、再び強い反対に会う。結局、すでに国立療養所が設置されていた岡山県の長島で復興することに決まり、邑久光明園として現在に至っている。

今年の9月26日、室戸台風で亡くなった外島保養院入所者173名のために、大阪市西淀川区にある外島保養院記念碑前で追悼法要が執り行われ、筆者も参列した。1996年に「らい予防法」廃止を記念して邑久光明園の入所者有志の手により碑が建てられて以来、毎年営まれている法要である。災害から75年を経た今年も行政関係者はもちろん、岡山の光明園から入所者も参列されており、室戸台風のなかを生き残った外島保養院のかつての入所者2名もいらっしゃった。車

椅子に乗り、杖をつきながら慰靈碑の前で祈り献花するその姿は、平均年齢80歳という高齢化するハンセン病療養所を象徴するようであった。

おりしも今年の4月、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称、ハンセン病問題基本法）が施行された。そこにはハンセン病元患者の被害回復や、地域から孤立せずに安心して豊かに生活できること、そして差別の禁止などが明記されている。公立療養所設置から100年を経て、ハンセン病問題はようやく日本社会の課題として認知されたのである。その解決は入所者の高齢化に鑑みると、速やかに行われなければならない。

海に面した中州という大阪の周縁部に建てられ、立地条件の悪さから移転を検討するも地元の反対で実現せず、台風による水害で集中的な被害を受け、さらには復興も地域の反対で進まなかった外島保養院の歴史は、近代日本のハンセン病患者隔離政策がどのような主旨で立案され、それがどのような人権侵害を患者やその家族にもたらしたのかを語る貴重な歴史である。外島保養院の歴史を学ぶことは、ハンセン病問題の本質を学ぶことに他ならない。決して風化させてはならない。

読者のみなさんにぜひ勧めたい。一度、外島保養院の記念碑を訪ねてみてはいかがだろうか。ハンセン病問題とは療養所の存在する地域の問題ではなく、まさに私たちの暮らす社会が生み出した問題であることを考えるきっかけになるはずである。

（委嘱研究員）



外島保養院記念碑

豊前の真宗寺院を訪れて

藤原 有和

この夏、大分県の中津を訪れた。山陽新幹線を小倉で乗り継ぎ、特急ソニックに乗ると、車窓から周防灘を眺めることができる。かつて、この辺りは、瀬戸内海航路を通じて、京都や大坂、堺と九州を結ぶ交易の中継地点であった。

今回の調査目的は2つ。1つは、一昨年、中津の浄福寺を訪れた際、同寺から分立した田川の寺院にも古文書が伝えられていることがわかったので、その調査をすること。2つ目は、石山本願寺合戦（1570—80）で織田信長軍と闘った水軍の大将村上良慶（今井淨喜寺第3代住職）について調べることである。



中津の浄福寺

浄福寺の由緒は、こうである。禪宗の長寿が、蓮如上人（1415—99）の越前布教に従って直弟子となり、釈長情と改名し、改宗して浄土真宗に帰依した。このとき、豊前国下毛郡佐日屋村に住んでいたが、のちに直門徒1軒を伴い当村へ移ったという。

往時、この村は、南下すれば宇佐又は豊後に至り、西は玖珠、日田に至り、北上すれば築城、京都から田川、小倉方面に至るという交通の要衝であった。元亀、天正（16世紀後半）の頃までは人家が稠密し、すこぶる盛んであったという。

真宗の九州伝道は、15世紀後半頃、いずれも蓮如の直弟子であった豊後専想寺の淨祐（天然）や大坂溝杭（現茨木市）仏照寺の第11代教光によって本格的に始められている。

浄福寺の寺号は、寛永15年（1638）9月2日、本願寺第13代良如からを許可されている。寛永17年正月17日に良如から下付された大谷本願寺親鸞聖人御影の裏書によれば、当寺の本末関係は、本山—仏照寺—明蓮寺—浄福寺となる。中津明

蓮寺は江戸時代、豊前国の触頭寺院（宗教行政を担当する機関）であった。浄福寺が本山に、寺号や絵像の下付を申請する際は、小本山（小本寺）である明蓮寺に取り次いでもらわなければならぬ。

また、末寺の子弟が剃髪して僧となることを得度というが、本山において得度式を行う場合と自坊において行う場合があった。興正寺を始め有力な寺の子弟は必ず本山において行つたが、病身又は遠國のため登山不能の者は、本山の許可を得て自坊において行い、自得度或いは自剃刀と称した。ただし、部落寺院の子弟は本山で得度を受けることが認められなかつた（自剃刀）。浄福寺住職は本山ではなく、明蓮寺で得度を受けざるをえなかつたのである。

本願寺が江戸時代後半に「末寺帳」の別帳として作成した「穢寺帳」に、なぜ蓮如直弟子を初代とする本寺院を登録したのか一部落寺院制度がつくられた理由を一明らかにしたいと思っている。浄福寺は文政年間（1818—29）頃までは、広域にわたって2千軒の門徒を抱えるようになつたため、のちに分離独立の問題が起きている。

今回訪問した田川浄福寺や今井淨喜寺など真宗寺院の史料調査を通じて、私たちは国家の宗教政策と本願寺の寺院行政の実態、門徒集団の動向についてさっそく研究を進めている。

（委嘱研究員）



信長軍と闘った水軍の大将 村上良慶

書評

吉田 徳夫著

『部落問題の歴史的展開』

プレアデス出版 2009年



評者：小椋 孝士

1 専門性

部落問題に関する著作は多い。それらの中には、著者吉田徳夫の作品を特記する第一の理由は、その専門性に求められる。部落問題を解明する「国法違反」という視点こそ、その本質をつくものである。第二は、部落問題が歴史上の具体的な事実であることを再確認し、旧来の学説の難点を克服していることである。

著者は、「穢れ」なり「差別」・「いじめ」という部落問題の本質を、歴史的に、しかも事実と法典という、日本史の流れの中で明快に解き明かしている。「なぜ近代国家明治になんでも差別は無くならなかったの」・「そもそもなぜ虐められたのか」という、部落問題の本質にかかわる問い合わせに、答えなくてはならない。部落差別の根本問題に言及しないで、厳しい差別の事実・痛ましい差別の実態に触れるだけでは、読者は混乱するばかりである。問題の本質は、差別という現象や、差別の実態を見ているだけでは得られない。眼前の差別現象に集中するのみでは、わが国に固有な部落問題の本質が、自然発生的なものであるとか、修正や改定を許さない神的な呪縛の中にあるという、解決困難で、一般人の努力を超える問題であるという雰囲気を醸し出す効果はあっても、「なぜ差別されるのか」という根本問題の答えにはならない。

本文に引用されている資料は、律令・法律・裁判記録と、多岐にわたる。もとより先人の著作も多く登場する。これらを丹念に調査・精査すると、問題の本質が明らかとなる。差別主義者や一部の心ない国民の、古い因襲にとらわれた感情や意識が、差別を温存させ、新憲法とともに、国家機関なり教育の場で、必死になって差別の根絶に尽しているが、頑迷で愚かな一部の人々のために、差別を根絶できないのではない理由が、明示される。

2 初心者にわかり易い

「差別されている」・「不当な差別だと思う」・「でも、何故差別されるのか判らない」という、

被差別部落の人々の声。これこそが、人種問題・部族問題や宗教問題といったその他の人権問題と異なる、わが国に固有な部落差別問題の特異性である。

著者は、学生の目線を意識している。大学が学問の府で、学問性・専門性のみで存在する時代ではない。少子化の進行とともに、学生が自立的に、未来を自ら志向して、学問にいそむくことは困難な状況である。その上、就職氷河期といわれる時代、大学3年ともなれば、就活に学園生活の大半を割かなくてはならない。しかしながら、部落問題は現在進行形の現実問題。将来的にどのような職場環境であれ、このテーマに関する基本理解や認識は不可欠である。学生のおかれている現状を的確に把握して、その教育に携わるのは教員の責務である。本書は、このような学生の基本的なあり方に的確に対応する工夫として、コンパクト性が十分に意識されている。

初心者が、多くの資料に直接触ることは、無理。部落問題について学ぼうとする者にとって、これらの資料をすべて精査・理解するには、相当の努力を要する。ところが、本書を読了するだけで、部落問題の根幹に触れることができる。言及されている、著作や資料のすべてに精通する必要はない。元来本書は、「部落問題とは何なのか」を知りたい学生を念頭において書かれたものである。「わかり易く」を念頭においていたために、資料や著作の内容は簡略でコンパクトに紹介されている。一方、専門家にとっては、言及されている資料、特に、律令や法規及び判例等に関する情報は、必須・不可欠のものであり、精査を要する。差別は昔からある・新憲法とともに部落問題は消滅した等々の言説に、安易な解決を求めて、現実に、差別に喘いでいる人々のことを忘れてはならない。

3 本書の成立

著者は、歴史の専門家である。若くして、中世史の研究に没頭し、30代半ばから、部落問題

に積極的にかかわるようになった。綿密な現地調査・正確な史料読解を、学問の成果とともに再構築し、20年を超える学生との交流の中から、本書は作られた。

本書最大の意義は、複雑な差別現象に幻惑されることなく、部落差別の本質を「国法違反」として、問題の所在を的確に捉えていることである。今後の課題としては、次回の改訂で詳細

な索引をつけること。これは、本書の特性と合わせ、喫緊の要請である。次いで、言及されていない1960年代以後の動きにメスを入れること、この2点である。特に、部落解放運動と政府・公共団体の対応とともに、統一を欠く運動団体の動きに言及することは、わが国に特有な部落差別問題の本質を知る上で、重要な鍵となるであろう。

(非常勤講師)

関西大学桑名市民人権講座

開催日	テーマ	講師	会場
7月17日(金)	ワーキングプラーと女性	金谷 千慧子(委嘱研究員)	桑名市長島防災 コミュニティセンター

人権問題研究室研究学習会

開催日	テーマ	講師	会場
4月10日(金)	歴史教育の日米比較	油井 大三郎(東京女子大学教授)	人権問題研究室
5月8日(金)	エンパワメントと人権～心の力のみならず～	森田 ゆり(エンパワメントセンター代表)	人権問題研究室
6月12日(金)	子どもの虐待をめぐる危うい言説 ～虐待の世代間連鎖を考える～	石元 清英(社会学部教授)	人権問題研究室
7月10日(金)	大坂町奉行所の刑事判例について	藤原 有和(委嘱研究員)	人権問題研究室
10月9日(金)	関西大学キャンパスにおける 点字ブロック環境のアセスメント	加戸 陽子(文学部准教授) 田中 友梨(大学院生)	人権問題研究室
11月13日(金)	虹色の社会～同性愛者として生きる～	尾辻 かな子(前大阪府議会議員)	人権問題研究室
12月11日(金)	複合民族社会の宗教	宮本 要太郎(文学部教授)	人権問題研究室
1月15日(金)	能勢部落史	小椋 孝士(非常勤講師) 印藤 和寛(非常勤講師) 藤原 有和(委嘱研究員)	人権問題研究室

人権問題研究室合同合宿研究学習会

開催日	テーマ	講師	会場
9月6日(日) 9月7日(月)	部落の若者の意識と若者にとっての新しい運動のあり方	岡本 工介 (環境教育プランナー)	六甲山荘／部落問題研究班・ 人種・民族問題研究班 合同合宿研究会
	在日外国人の教育権保障の観点から見た多民族・多文化共生社会の実現に向けた課題	金 光 敏 (コリアNGOセンター事務局長)	

編集後記

今号の室報は私たちの研究室の活発な社会的活動を反映したものとなりました。金谷研究員の「ワーキングプラーと女性」は三重県の桑名市と関西大学の人権問題研究室が共催した人権講座での講演をまとめたものです。地方自治体と人権研の協力体制は定期的な活動となっており、研究室と大学外の市民と結びつきは強化され、研究成果が社会のなかへ活用されているといえましょう。今後はさらに系統的な協力体制に取り組むことが望されます。藤原研究員の淨福寺と今井淨喜寺に関する記事、そして宮前研究員の外島保養院に関する記事は、現地に出向き実際の資料や意見交換

に基づいて研究するという地道な調査の実践報告です。このような調査活動が今後さらに論文や著書として、大きな研究成果へと結実していくものと期待されます。

(宇佐美幸彦)

関西大学人権問題研究室室報 第44号

2010年1月10日発行

発行／関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号

電話(06)6368-1182

FAX(06)6368-0081

<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>